三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和４年３月修正案　新旧対照表

旧	新
第１部　総　　則 **第１章　計画の目的・方針** **第１節　三重県の地震･津波対策の考え方** 第２項　三重県の地震･津波対策の考え方 ７　南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本計画中に位置付けることにより、本県における地震防災対策の一層の推進を図ることとします。 なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第２部第６章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。 また、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号)」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画によるものとします。	**第１部　総　　則** **第１章　計画の目的・方針** **第１節　三重県の地震･津波対策の考え方** 第２項　三重県の地震･津波対策の考え方 ７　南海トラフ地震防災対策推進計画との関係 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本計画中に位置付けることにより、本県における地震防災対策の一層の推進を図ることとします。 なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第２部第６章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。 また、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号)」第１条の２の規定に基づく「地震防災対策の実施に関する目標」についても、南海トラフ地震防災対策推進計画に含めて整理することとし、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等と併せて、その具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとします。
第２節　計画の位置づけ及び構成 第１項　計画の位置づけ この計画は、基本法第 40 条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「地震･津波対策編」であり、第４章に掲げる「被害想定等」を前提としています。 なお、この計画は、大震法第６条第１項の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ特措法第５条第２項の規定に基づく推進計画を含むものであり、この計画中、「特別対策　東海地震に関する緊急対策」は、大震法第６条第１項第１号に基づき、同法第３条第１項による東海地震にかかる地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」にかかる措置となります。 これらのことをふまえ、地震防災対策強化地域を除く市町、防災関係機関等においても、地震防災強化計画に準じて、各々の計画に基づき、東海地震にかかる警戒宣言が発令された場合の緊急応急対策に万全を期するものとします。 また、この計画は県、市町、防災関係機関、県民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。	**第２節　計画の位置づけ及び構成** 第１項　計画の位置づけ この計画は、基本法第 40 条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「地震･津波対策編」であり、第４章に掲げる「被害想定等」を前提とし、一部の規定を南海トラフ特措法第５条第２項の規定に基づく推進計画として位置付けています。 なお、大震法第６条第１項第１号に規定される、同法第３条第１項に基づき指定される東海地震にかかる地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」については、三重県地域防災計画の資料編において記載しています。 また、この計画は県、市町、防災関係機関、県民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。

旧

第２章　計画関係者の責務等
第２節　県･市町･防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
中部管区警察局	(1)　管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2)　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3)　管区内各県警察の相互援助の調整 (4)　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5)　情報の収集及び連絡 (6)　津波警報等の伝達

（中略）

機関名	内　　容
中部地方整備局 **近畿地方整備局**	１　災害予防 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 （中略） ３　応急・復旧 (4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施

（中略）
３　指定公共機関

（新規）

新

第２章　計画関係者の責務等
第２節　県･市町･防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
中部管区警察局	(1)　管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2)　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3)　管区内各県警察の相互援助の調整 (4)　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5)　情報の収集及び連絡

（中略）

機関名	内　　容
中部地方整備局 **近畿地方整備局**	１　災害予防 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）・排水計画（チュウブハイドロポンプ作戦）に関する計画等の情報共有 （中略） ３　応急・復旧 (4)　道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る

（中略）
３　指定公共機関

機関名	内　　容
楽天モバイル株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置

旧	新
第４章　被害想定等 **第３節　地震･津波に関する調査研究の推進** 第２項　国による南海トラフ地震の調査観測体制 （新規）	**第４章　被害想定等** **第３節　地震･津波に関する調査研究の推進** 第２項　国による南海トラフ地震の調査観測体制 ６　ひずみ計による地殻変動の監視体制 南海トラフ沿いのプレート境界では、通常の地震よりもはるかに遅い速度でゆっくりとプレートがずれ動く「ゆっくりすべり」が発生することがあり、大規模地震の発生に関連性があるものと考えられている。 プレート境界のゆっくりすべり等に伴うごくわずかな岩盤の伸び縮みを捉えるため、気象庁、静岡県及び産業技術総合研究所は、南海トラフ沿いにひずみ計による地殻変動の観測網を展開しており、三重県内には、津安濃、熊野磯崎の２箇所に設置されている。 各観測点の観測データは、常時、専用回線で気象庁に集約され、南海トラフ地震に関連する情報の発表のために使われている。 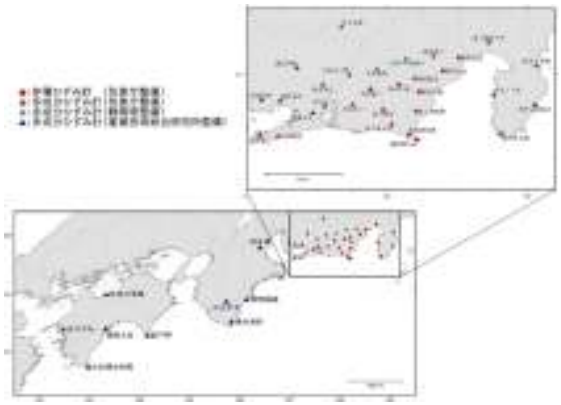 南海トラフ地震に関連する情報の発表に用いるひずみ計観測点 ＜多成分ひずみ計＞ 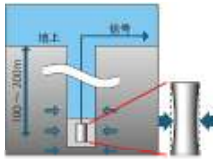 筒の体積の変化を計測 （力の大きさを測る） 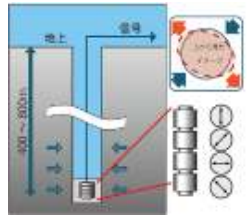 筒の径の変化（4 方向）を計測 （力の大きさとその方向を測る） （気象庁ホームページより）

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和４年３月修正案　新旧対照表

旧	新
第２部　災害予防・減災対策 **第１章　自助・共助を育む対策の推進** **第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防６）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 (3)学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 学校施設の構造体の耐震化及び天井材等の非構造部材の耐震対策を行う。	**第２部　災害予防・減災対策** **第１章　自助・共助を育む対策の推進** **第６節　児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進（予防６）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 (3)学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 学校施設の構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策を行う。
第２章　安全な避難空間の確保 **第１節　避難対策等の推進（予防７）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　県における対策及び市町を対象とした対策 (2) 避難誘導対策（防災対策部） 市町における適切な避難勧告・避難指示（緊急）等の発令体制を整備するため、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。 また、避難勧告等の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。 不特定多数の県民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。 ＜津波対策について＞ 避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮した、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを検討する。 また、県が策定した「津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書」「Ｍｙまっぷラン（個人の津波避難計画）を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した、地域及び住民個々の津波避難計画作成を促進するとともに、この計画作成過程において、徒歩避難の原則の中で自動車避難を行う場合のルールづくりを促す。 ＜中略＞ (4) 避難行動要支援者要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部） 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」（避難行動要支援者を包括する「災害時要援護者名簿」を作成している場合はこれに替えることができる。以下同じ。）の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び、個別避難支援計画の策定や、避難行動要支援者が参画する避難訓練の実施を働きかける。 また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。 避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。（推進計画）	**第２章　安全な避難空間の確保** **第１節　避難対策等の推進（予防７）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　県における対策及び市町を対象とした対策 (2) 避難誘導対策（防災対策部） 市町における適切な避難指示等の発令体制を整備するため、避難指示の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。 また、避難指示の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。 不特定多数の県民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。 ＜津波対策について＞ 避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮した、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを検討する。 また、県が策定した「津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書」「Ｍｙまっぷラン（個人の津波避難計画）を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」のほか、デジタル地図上で避難計画の作成等が行える「Ｍｙまっぷラン＋（プラス）」等を活用した、地域及び住民個々の津波避難計画作成を促進するとともに、この計画作成過程において、徒歩避難の原則の中で自動車避難を行う場合のルールづくりを促す。 ＜中略＞ (4) 避難行動要支援者要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部） 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び、個別避難計画の策定や、避難行動要支援者が参画する避難訓練の実施を働きかける。 また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。 避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。（推進計画）

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和４年３月修正案　新旧対照表

旧	新
■市町が実施する対策 １　地域等を対象とした対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。 ＜中略＞ 【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知 (2) 指定避難所、避難路の整備･周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準） (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策 (10) その他必要な事項	■市町が実施する対策 １　地域等を対象とした対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。 ＜中略＞ 【市町地域防災計画記載検討項目】 (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知 (2) 指定避難所、避難路の整備･周知 (3) 避難指示（緊急）基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準／個別避難計画の作成・活用方針等） (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策 (10) その他必要な事項
■自主防災組織等地域の対策 １　自主防災組織等地域の対策 (1) 地域の避難対策の推進 市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。	■自主防災組織等地域の対策 １　自主防災組織等地域の対策 (1) 地域の避難対策の推進 市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。
第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進 **第１節　建築物等の防災対策の推進（予防８）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　建築物の耐震化の促進 (1)県有建築物 ア　耐震対策（総務部、教育委員会） ＜中略＞ 県立学校の非構造部材の耐震対策については、屋内運動場等の天井等落下防止対策が早期に完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。 ＜中略＞ (2) 一般建築物（県土整備部）	**第３章　地震・津波に強いまちづくりの推進** **第１節　建築物等の防災対策の推進（予防８）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　建築物の耐震化の促進 (1)県有建築物 ア　耐震対策（総務部、教育委員会） ＜中略＞ 県立学校の非構造部材の耐震対策が早期に完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。 ＜中略＞ (2) 一般建築物（県土整備部）

旧

病院、社会福祉施設、学校、劇場等多人数が利用する建築物のうち特に防災上重要な建築物や、地震時に通行を確保すべき道路として三重県建築物耐震改修促進計画で指定された道路沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物については、県有建築物と同様に、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

項　　目	目標（R2年度末）	現状（H25.3現在）
三重県建築物耐震改修促進計画における昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）	53%	63.5%

＜中略＞

3　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

項　　目	現状（R2.3末現在）
被災建築物応急危険度判定士	1,859人

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

項　　目	現状（R2.3末現在）
被災宅地危険度判定士	1,090人

新

防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

項　　目	目標（R7年度末）	現状（R3.3現在）
三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）における県内の住宅の耐震化率	89.0%	86.1%

＜中略＞

3　被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

項　　目	現状（R3.3末現在）
被災建築物応急危険度判定士	1,840人

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

項　　目	現状（R3.3末現在）
被災宅地危険度判定士	1,169人

旧

第２節　公共施設等の防災対策の推進（予防９）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

(1)　道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、それらにアクセスする県管理道路などの整備の推進を図る。

＜中略＞

４　漁港の防災・減災対策（農林水産部）

(1) 防災拠点漁港等の整備

大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。

また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。なお、流通拠点漁港である安乗漁港、奈屋浦漁港においても、背後集落から陸路へのアクセスが脆弱であることから耐震岸壁の整備を推進し、緊急輸送物資の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

第４節　地盤災害防止対策の推進（予防 11）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		(1)　土砂災害の防止 (2)　宅地災害の防止 (3)　液状化対策 (4)　要配慮者関連施設の土砂災害対策
		(1)　緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知

（新規）

新

第２節　公共施設等の防災対策の推進（予防９）

第３項　対策

■県が実施する対策

１　道路の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

(1)　道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、東海環状自動車道、熊野道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。

＜中略＞

４　漁港の防災・減災対策（農林水産部）

(1) 防災拠点漁港等の整備

大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。

また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。

なお、流通拠点漁港である白塚漁港、安乗漁港及び奈屋浦漁港においても、大規模地震発生時に広範囲で経済活動に著しい影響を及ぼすため、耐震岸壁の整備を推進し、水産業の早期復興を図るとともに、緊急物資の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

第４節　地盤災害防止対策の推進（予防 11）

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		(1)　土砂災害の防止 (2)　宅地災害の防止 (3)　液状化対策 (4)　要配慮者関連施設の土砂災害対策 (5)　ため池改修事業
		(1)　緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知

＜中略＞

第３項　対策

■県が実施する対策

６　ため池改修事業

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

旧	新
第４章　緊急輸送の確保 **第１節　輸送体制の整備（予防 12）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ①　緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ア　第１次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 イ　第２次緊急輸送道路 第１次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路 ウ　第３次緊急輸送道路 その他の道路	**第４章　緊急輸送の確保** **第１節　輸送体制の整備（予防 12）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　陸上輸送対策 (1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有（防災対策部、県土整備部） 陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。（推進計画） また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。 ①　緊急輸送道路 県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。 ア　第１次緊急輸送道路 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 a　広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 b　広域幹線道路である一般国道（指定区間） c　防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路 d　第１次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路 ※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く イ　第２次緊急輸送道路 第１次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点施設等）を連絡する道路 a　第１次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路 ウ　第３次緊急輸送道路 その他の道路 a　第１次・第２次緊急 輸送道路を補完する道路 b　第１次緊急輸送道路または第２次緊急輸送道路と防災拠点である ＪＲ貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及 び 南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路

旧

第５章　防災体制の整備・強化
第３節　医療・救護体制及び機能の確保（予防 15）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策
(1) 医療体制の整備
ア　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の体制充実（医療保健部）
県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の運用を行っており、病院だけでなく、有床の診療所を含めた医療機関のＥＭＩＳへの加入促進に努める。
＜中略＞
ケ　SCU の整備（医療保健部）
①広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU 候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）と県立看護大学に、SCU を展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。

第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23）
第２項　対策項目
【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		(1)　県民への周知等 (2)　関係団体への情報提供 (3)　県が管理等を行う施設等に関する対策

＜中略＞
第３項　対策
■県が実施する対策

新

第５章　防災体制の整備・強化
第３節　医療・救護体制及び機能の確保（予防 15）
第３項　対策
■県が実施する対策
１　災害時に医療を担う機関を対象とした対策
(1) 医療体制の整備
ア　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の体制充実（医療保健部）
県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関（国、都道府県、医療機関、消防等）と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の運用を行っており、病院だけでなく、有床及び透析施設を有する診療所を含めた医療機関のＥＭＩＳへの加入促進に努める。
＜中略＞
ケ　SCU の整備（医療保健部）
①広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、ＳＣＵ候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド及び県立看護大学に、ＳＣＵを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。

第６章　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防 23）
第２項　対策項目
【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
県		(1)　市町等への情報伝達 (2)　ホームページ等での情報提供 (3)　報道機関を通じた情報提供等 (4)　県民への広報 (5)　関係団体への情報提供 (6)　県が管理等を行う施設等に関する対策

＜中略＞
第３項　対策
■県が実施する対策
１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等
(1) 市町等への情報伝達
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。
(2) ホームページ等での情報提供
「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやＳＮＳにより情報を伝達する。
(3) 報道機関を通じた情報提供等

旧	新
1　県民への周知等 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。 (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。	報道機関との連絡調整を行い、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。 2　県民への広報 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。 (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。
第３部　発災後対策 **第１章　災害対策本部機能の確保** **第１節　活動態勢の整備（発災１）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 【災害対策統括部隊の概略】 ＜中略＞ 1　非常災害対策本部の設置	**第３部　発災後対策** **第１章　災害対策本部機能の確保** **第１節　活動態勢の整備（発災１）** （削除） ＜中略＞ ■その他の防災関係機関が実施する対策 ＜国が実施する対策＞ 1　特定災害対策本部の設置 災害が発生し、または発生するおそれがあり、その規模が非常災害に該当するに至らない場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に特定災害対策本部が設置される。 特定災害対策本部は、防災担当大臣その他の国務大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 2　非常災害対策本部の設置

旧	新
県内に非常災害が発生し、災害応急対策を推進する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、内閣府内に非常災害対策本部が設置され、防災各機関の災害応急対策の総合調整、緊急措置に関する計画の実施、本部長の権限に属する事務等が行われる。 非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨が告示される。	非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると内閣総理大臣が認めたときは、内閣府に非常災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されている場合は、当該特定災害対策本部は廃止され、非常災害対策本部がその所掌事務を承継する。
２　緊急災害対策本部の設置 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、特に災害応急対策を推進する必要があると認めるときは、閣議にかけて官邸内に緊急災害対策本部が設置される。この場合、本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣が充てられる。 所掌事務は非常災害対策本部のそれに準じる。なお、非常災害対策本部が同じ災害について既に設置されている場合には、前者は廃止されるが、所掌事務は後者に継続される。	３　緊急災害対策本部の設置 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、閣議にかけて内閣府に緊急災害対策本部が設置される。 非常災害対策本部は、原則として内閣総理大臣を本部長とし、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成や、国及び地方公共団体をはじめとした防災関係機関が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。 なお、当該災害に係る特定災害対策本部または非常災害対策本部が既に設置されている場合は、当該対策本部は廃止され、緊急災害対策本部がその所掌事務を承継する。
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災４） 第３項　対策 ■計画関係者共通事項等 １　津波警報等の伝達系統 津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画） 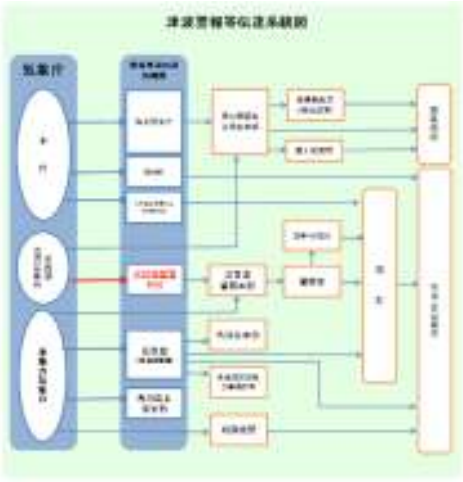	**第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用（発災４）** 第３項　対策 ■計画関係者共通事項等 １　津波警報等の伝達系統 津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により県及び関係機関が伝達する。（推進計画）

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和４年３月修正案　新旧対照表

旧

（主な伝達系統）

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ﾈｯﾄﾜｰｸ ・一般電話 等	市町	・市町防災行政無線	住民 官公署等
中部管区警察局	・専用電話 ・専用 FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町
海上保安庁	・専用電話 ・専用 FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 → 漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶
ＮＨＫ 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
ＮＴＴ西日本 （NTT ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｱｸﾄ大阪 104 ｾﾝﾀｰ）	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町 （津波警報のみ）		

第７節　災害救助法の適用（発災７）

第３項　対策

■参考

※　災害救助法適応基準等について、資料編第３部第８章に移動
新旧対照表の掲載は省略

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保（発災８）

第３項　対策

■県が実施する対策

４　交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉（警察部隊）

(7) 緊急通行車両等の確認と緊急通行車両等確認証明書等の交付

緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、災害時に設置される交通検問所並びに県防災対策部、地域防災総合事務所等において以下のとおり行う。

特に、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両等については迅速に交付する。

新

（主な伝達系統）

気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ﾈｯﾄﾜｰｸ ・一般電話 等	市町	・市町防災行政無線	住民 官公署等
警察庁	・専用電話 ・専用 FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町
海上保安庁	・専用電話 ・専用 FAX ・防災情報提供システム	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 海上保安部 → 漁業無線局（漁協運営） →関係船舶 関係船舶
ＮＨＫ 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
ＮＴＴ西日本 （NTT コムウェア　警報伝達システム担当）	・一般電話 ・ＦＡＸ	市町 （津波警報のみ）		

第７節　災害救助法の適用（発災７）

第３項　対策

■参考

※　災害救助法適応基準等について、資料編第３部第８章に移動
新旧対照表の掲載は省略

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保（発災８）

第３項　対策

■県が実施する対策

４　交通規制の実施〈緊急交通路の指定〉（警察部隊）

(7) 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付

緊急交通路を通行できる車両は、緊急車両及び応急災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（緊急通行車両等）とする。

緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付は、警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署、災害時に設置される交通検問所、三重県防災対策部、三重県地域防災総合事務所また

旧	新
ア　緊急通行車両等の確認 災害が発生した際、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。 イ　緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付 緊急通行車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（２枚複写の２枚目）及び標章を交付する。 （事前届出制度等については、第２部第４章第１節「輸送体制の整備」に記載）	は地域活性化局において以下のとおり行う。 また、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両については優先して交付する。 ア　緊急通行車両確認証明書の交付申請手続き 災害が発生した際に、車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、交付機関は確認のための必要な審査を行う。 また、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から緊急通行車両確認証明書の交付申請があった場合、事前届出を行っていない申請者からの交付申請に優先して交付を行うものとし、その際、確認のための必要な審査を省略することができる。 イ　緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付 交付機関は緊急通行車両の交付申請に基づき、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。 （事前届出制度等については、第２部第４章第１節「輸送体制の整備」に記載）
第３章　救助・救急及び医療・救護活動 **第２節　医療・救護活動（発災 14）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　医療情報の収集・共有 (4) ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） 広域医療搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＵＣの設置を決定し、災害拠点病院のＤＭＡＴと協力してＳＵＣを設置する。 ＜中略＞ （新規）	**第３章　救助・救急及び医療・救護活動** **第２節　医療・救護活動（発災 14）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 １　医療情報の収集・共有 (4) ＳＣＵの設置及び運営（総括部隊＜救助班＞、保健医療部隊＜医療活動支援班＞＜地方部保健所（保健所一部福祉事務所）＞） 広域医療搬送及び隣県等との調整により行う地域間搬送が必要と判断された場合は、現地情報を参考にＳＵＣの設置を決定し、災害拠点病院のＤＭＡＴと協力してＳＵＣを設置する。また、協定書等に基づき医薬品や医療資器材等の供給を実施する。 ＜中略＞ (8) 小児・周産期リエゾンの要請 小児・周産期支援については、県災対本部保健医療部隊（県保健医療調整本部）に招聘する小児・周産期リエゾンを中心に、小児・周産期にかかる学会、県内団体等のネットワークを活用し、小児・周産期に特有の支援を要する被災者に対して適切な支援を行うこととする。 ア　三重県小児・周産期リエゾンの招聘 被災地において、小児・周産期医療の必要があるときは、知事は三重小児・周産期リエゾンを県災対本部保健医療部隊に招聘する。 イ　他県との調整 被害が甚大で県内の産科・小児科医療機関では小児・周産期医療の提供が不足すると想定されるときは、小児・周産期リエゾンは他都道府県の小児・周産期リエゾンに応援や妊婦・周産期児の受け入れ等の調整を行う。

旧	新
第４章　避難及び被災者支援等の活動 **第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災 15）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　被災者の大規模避難対策 (1) 避難者の大規模移送支援(総括部隊＜救助班＞) 広域災害に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときは市町の要請を待たず速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。 なお、地方部が市町から要請を受けた場合で、部内においてその対策が可能なときは、地方部により市町間の調整を行う。 (2) 県内市町への広域避難の受入要請(総括部隊＜総括班＞) 災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。 (3) 県外市町村への広域避難の受入要請(総括部隊＜総括班＞) 広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。 ＜中略＞ ■市町が実施する対策 ４　避難所への避難誘導 (1) 避難の順序 避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。 なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。 (2) 移送の方法 避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。 (3) 広域災害による大規模移送 被災地が広域で大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。 また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。 (4) 携帯品の制限 避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。 ＜中略＞ （新規）	**第４章　避難及び被災者支援等の活動** **第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災 15）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　県内市町への広域避難の受入協議(総括部隊＜総括班＞) 災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への避難者の受入れが必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入れを協議する。 ３　他の都道府県の市町村への広域避難の受入協議(総括部隊＜総括班＞) 災害の発生に伴い、地方部を通じて、市町から他の都道府県の市町村への避難者の受入れについて、当該都道府県の市町村が所在する県との協議を求められた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他の都道府県の市町村への避難者の受入れが必要と認められたときは、当該都道府県に対して避難者の受入れについて協議する。 ４　避難者の大規模移送支援(総括部隊＜救助班＞) 災害の発生に伴い、地方部を通じて市町から大規模な避難者移送の要請を受けたとき、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下する中で移送の必要性が認められたときは、速やかに、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、避難者の陸上、海上輸送をするほか、必要に応じて空輸等の方法により避難させる。 ＜中略＞ ■市町が実施する対策 ４　避難の実施 (1) 避難の順序 避難場所から避難所への誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。 なお、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して避難誘導を行う。 (2) 移送の方法 避難者が自力で移動できない場合は、車両、船舶等によって行う。 (3) 避難者の大規模移送 大規模な避難者の移送を要し、市町において措置できないときは、市町は県災対本部に避難者移送の要請をする。 また、事態が急迫しているときは、被災市町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して移送を実施する。 (4) 携帯品の制限 避難誘導者は、避難者に避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導する。 ＜中略＞ ６　広域避難の実施 災害の発生に伴い、避難者の避難先を同一市町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。 なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

旧	新
第４章　避難及び被災者支援等の活動 **第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策（発災 16）** 第１項　活動方針 ○地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。 ○県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。 ○ 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。 ○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。 ○ 医療・保健・福祉の連携を図る。	**第４章　避難及び被災者支援等の活動** **第２節　避難行動要支援者・要配慮者対策（発災 16）** 第１項　活動方針 ○地域住民等は、市町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。 ○県及び市町は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。 ○ 被災施設や要援護者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。 ○ 県は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。 ○ 医療・保健・福祉の連携を図る。
第３項　対策 ■県が実施する対策 ４　避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞） (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。 (2) 通訳者等の派遣 みえ災害時多言語支援センターが中心となって、市町、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携し、避難所等へ通訳者等を派遣する。 (3) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。 ５　市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。	第３項　対策 ■県が実施する対策 ４　避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、ボランティア班＞） (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 三重県聴覚障害者支援センターが中心となって、市町と連携し、避難所等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。 (2) 災害ボランティアの派遣 要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。 ５　市町からの要請に対する支援（被災者支援部隊＜避難者支援班＞） (1) 応援職員の派遣等の支援 市町から、要配慮者に関連して、応援職員の派遣や食料・生活必需品の供給等の要請があった場合は、支援を行う。 (2) 通訳者派遣等の多言語支援 みえ災害時多言語支援センターが中心となって、他の市町、ＮＰＯ団体、ボランティア等と連携し、避難所等への通訳者の派遣の調整や、翻訳等の多言語支援を行う。
■市町が実施する対策 ２　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。	■市町が実施する対策 ２　避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保 (1) 避難行動要支援者の避難行動支援 避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行う。

旧	新
第４節　ボランティア活動の支援（発災 18） 第１項　活動方針 ○　みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○　災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○　被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なＮＰＯ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。	**第４節　ボランティア活動の支援（発災 18）** 第１項　活動方針 ○　みえ災害ボランティア支援センターを中核としたボランティア支援活動を展開する。 ○　災害発生時に、行政、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに県内外からのボランティアの受入体制を確立する。 ○　被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なＮＰＯ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。 ○　災害規模や被災状況に応じて、三重県広域受援計画に基づくボランティア支援活動を展開する。 ○　感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、県内外からのボランティアを円滑かつ効果的に受け入れる。
■その他の防災関係機関が実施する対策 １　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。 ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに被災状況などの情報提供を行う。 ③ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員の派遣を要請し、センターの立ち上げ、運営にかかる支援を行う。 ④ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を行う。	■その他の防災関係機関が実施する対策 １　ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等） (2) 三重県社会福祉協議会 ① 三重県社会福祉協議会に対策本部を設置し、必要に応じて職員を県災対本部へ派遣する。 ② 必要に応じて、被災市町の社会福祉協議会へ先遣隊を派遣し、情報収集を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣し、被害状況などの情報共有を行い活動に参画する。 ③ 必要に応じて、被災市町の市町社会福祉協議会に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。 ④ 全国社会福祉協議会や県内外の社会福祉協議会、支援団体と連携し、被災市町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの設置や運営を支援する。またこのための調整事務を行う。
第４章　避難及び被災者支援等の活動 **第６節　災害警備活動（発災 20）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　災害警備活動の実施（警察部隊） (6) 二次災害の防止 二次災害の危険が署等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に連絡し、避難勧告等の発令を促す。 ＜中略＞ (8) 社会秩序の維持 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。	**第４章　避難及び被災者支援等の活動** **第６節　災害警備活動（発災 20）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ２　災害警備活動の実施（警察部隊） (6) 二次災害の防止 二次災害の危険が署等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、市町等に情報提供する。 ＜中略＞ (8) 社会秩序の維持 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性、子供等に対する性暴力、ＤＶやトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

旧	新
加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。 津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、社会秩序を維持するための活動範囲も広範囲にわたることを考慮して活動にあたる。また、大量の拾得物を取り扱う場合において、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。 ＜中略＞ (10) 相談活動 行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。 津波災害時においては、被災地が広範囲にわたることから、被災者の安否を気遣う肉親等からの相談が増大することを考慮して活動にあたる。 ＜中略＞ （新規）	加えて、被災地に限らず、災害に便乗した各種犯罪、インターネット、ＳＮＳ等によるデマ情報の拡散等に関する情報収集及び取締り、被害防止対策等を講じるとともに、県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の防止に努める。 ＜中略＞ (10) 相談活動 行方不明者相談ダイヤル等の相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立寄り等による相談活動を推進する。 ＜中略＞ (12) 大量拾得物の処理 津波災害等では、被災地域が広範囲にわたることから、大量の拾得物を取り扱うことが想定されるため、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努める。
第５章　救援物資等の供給 **第１節　緊急輸送手段の確保（発災 22）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　輸送手段の確保（総括部隊<総括班>） (1) 陸上輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。 ①　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18） ＜指定公共機関＞　　日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社 ＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会	**第５章　救援物資等の供給** **第１節　緊急輸送手段の確保（発災 22）** 第３項　対策 ■県が実施する対策 ３　輸送手段の確保（総括部隊<総括班>） (1) 陸上輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、陸上輸送については次の機関へ要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。 ①　指定公共機関、指定地方公共機関への要請（基本法第 86 条の 18） 緊急輸送が必要となった場合、基本法第 86 条の 18 に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して支援を要請する。 ＜指定公共機関＞　　日本貨物鉄道株式会社、日本郵便株式会社 ＜指定地方公共機関＞　（一社）三重県トラック協会

三重県地域防災計画（地震・津波対策編）令和４年３月修正案　新旧対照表

旧

第５章　救援物資等の供給
第３節　給水活動（発災 24）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞）
(5)応急給水目標水量
地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	１人１日３リットル	生命維持に最低限必要な水量
～７日	１人１日 20 リットル	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14 日	１人１日 100 リットル	生活用水の確保
～28 日	被災前給水量 (１人１日 250 リットル)	応急復旧完了

第６章　特定災害対策
第２節　危険物施設等の保全（発災 26）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　毒劇物施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）
(1)災害応急対策
県は、警察本部、市町、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行う。

第７章　復旧に向けた対策
第３節　文教等対策（発災 29）
第３項　対策
■県が実施する対策
６　文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）
(2) 応急対応
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。

新

第５章　救援物資等の供給
第３節　給水活動（発災 24）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　県による応急給水活動の実施（被災者支援部隊＜水道応援班＞）
(5)応急給水目標水量
地震発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とする。

地震発生からの日数	目標水量	用途
～３日まで	１人１日３リットル	飲料等
７日	１人１日 20～30 リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等
14 日	被災前給水量 (１人１日 250 リットル)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

第６章　特定災害対策
第２節　危険物施設等の保全（発災 26）
第３項　対策
■県が実施する対策
３　毒劇物施設（保健医療部隊＜保健衛生班＞、警察部隊）
(1)災害応急対策
県は、警察本部、市町、消防署と毒物劇物の漏洩等に関する情報共有を行う。

第７章　復旧に向けた対策
第３節　文教等対策（発災 29）
第３項　対策
■県が実施する対策
６　文化財・歴史的公文書等の保護（被災者支援部隊＜教育対策班＞）
(2) 応急対応
文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、県は必要に応じて国（文化庁）又は県文化財保護審議会の指示・指導を求めるとともに、市町教育委員会等並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、三重県文化資産防災ネットワーク要綱に基づき、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置にかかる必要な指示・助言を行う。